

暮らしの Information

募 集

正職員募集

土木維持技術員 若干名

■採用予定時期／令和4年4月以降
■試験日／応募後随時実施

■要件／大型特殊自動車免許および
大型自動車免許、車両系建設機械
(整地等)運転技能講習修了

※詳細・申込書はHPをご覧ください。

郵送での書類請求は総務係まで

☎https://www.

town.kutchan.

hokkaido.jp/

bosyu/4136/

☎総務課総務係 ☎56—80000

会計年度任用職員募集

一般事務 若干名



情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

町道民税・軽自動車税のこと 住民税係 ☎56—8003
税金の納付方法、納税相談のこと 納税係 ☎56—8002
宿泊税のこと 宿泊税係 ☎56—8002
固定資産税のこと 資産税係 ☎56—8004

【軽自動車税種別割について】

毎年4月1日現在の軽自動車・原動機付自転車・軽二輪・二輪の小型自動車・小型特殊自動車の所有者または買主(使用者)に課税されます。盗難や廃棄などにより、課税客体がなくなった場合も、廃車手続きが済んでいなければ課税されます。また、普通自動車に課される自動車税種別割と異なり、月割課税制度はなく、4月2日以降に廃車または名義変更をしても、その年度分の税金は納める必要があります。

※「倶知安町」と表示のあるナンバー以外は、軽自動車検査協会などに申請が必要です。その場合は手続きに日数がかかるため早めの手続きをお願いします

☎税務課住民税係 ☎56—8003

【納め忘れはありませんか?】

町税(住民税、固定資産税および軽自動車税種別割)や国民健康保険税は町にとって貴重な自主財源で、不足すると住民サービスに深刻な影響を及ぼしかねません。

そのため、納期限を過ぎて督促などを行っても納税されなかった場合、財産(預金、給与、不動産など)の調査を行い、差押などの滞納処分を実施します。

また、滞納額が高額な方や長期にわたり滞納されている方、納税の意思がみられない方については、滞納整理を専門に行う後志広域連合に引き継ぎします。

納め忘れがないか再度ご確認ください。

☎税務課納税対策室納税係 ☎56—8002

■応募資格／ワード、エクセルによる資料作成を単独で行える方

■任用期間／4月1日～翌年3月31日

■業務内容／国民健康保険、後期高齢者医療、各種医療給付業務補助

■勤務時間／①平日8時45分～16時、②平日10時15分～17時30分

■勤務場所／国保医療係

■賃金・待遇／月額11～16万円程度、

社会保険・雇用保険・通勤手当・

期末手当有

■申込方法／3月18日(金)までに履歴書とハローワークからの紹介状を提出

■応募資格／特になし

■任用期間／4月1日～翌年3月31日

■業務内容／舞台音響・照明の操作、

技術業務職員 若干名

■応募資格／特になし

■任用期間／4月1日～翌年3月31日

■業務内容／舞台音響・照明の操作、

施設周辺整備および管理保全業務

■勤務時間／8時45分～17時30分

※週4日勤務で時間外や休日勤務の場合有

■勤務場所／総務係

☎55—6116

■中学校学習支援員 若干名

■応募資格／教員免許有資格者

■任用期間／4月1日～翌年3月31日

■勤務時間／8時～15時30分のうち

5時間程度、週休二日制(土日祝)

※行事で土・日勤務の場合は振替

休日有。長期休業中は勤務無し、

その間の賃金支給も無し

■勤務場所／町内の小中学校

■賃金・待遇／時給951、

1019円、社会保険・雇用保険・

期末手当・通勤手当有

■申込方法／履歴書(写真貼付)と

教員免許状の写しを提出

☎教育委員会学校教育課学校教育係

☎56—8018

交通安全指導員募集

普通自動車運転免許証をお持ちの

健康な方で、交通安全運動期間中(年

間60日)の登下校時における街頭指

導と各種交通安全行事での支援がで

きる方を募集します。ボランティア

ですが、制服などの貸与があります。

☎住民環境課生活安全係

☎56—8005

自衛官募集

■受付期間／受付中～4月8日(金)

■試験期日／4月16日(土)・17日(日)の

いずれか指定された日

■予備自衛官補(一般)

■受験資格／18歳以上34歳未満の者

■予備自衛官補(技能)

■受験資格／18歳以上で国家免許資

格などを有する者

※受験資格の詳細は倶知安地域事務

所にお問い合わせください

■一般曹候補生(第1回)

■受験資格／18歳以上33歳未満の者

■受付期間／3月1日(火)～5月10日(火)

■試験期日／5月20日(金)～22日(日)の

いずれか指定された日

☎倶知安地域事務所 ☎23—3540

古谷 和之 ☎23—3165

清水 礼子 ☎22—0075

名畑 由美 ☎22—1177

油谷 賢次

☎090—8903—3403

高齢者事業団員募集

■対象者／勤労意欲のある60歳以上の男女

■事務局要員 1名

■賃金・待遇／固定給、細部要相談

■一般労務要員 随時募集

■賃金・待遇／時間給

■作業内容／草刈り、除雪、清掃など

☎高齢者事業団事務局

☎23—4020

財務専門官採用試験

■受験資格／平成4年4月2日～平成

13年4月1日生まれのもの、平成

13年4月2日以降生まれの者で令

和5年3月までに大学などを卒業

見込みの者。詳細は問合せ

■申込方法／3月18日(金)～4月4日

(月)までに次の専用ページから申込

☎http://www.jinji-shiken.go.jp/

juken.html

■一次試験／6月5日(日)

☎財務省北海道財務局人事課人事係

☎011—709—2311

道営住宅入居者募集

■抽選日時／3月22日(火)10時

■抽選会場／文化福祉センター

■一般世帯向け

・しらゆき団地(南4西3)

3LDK 1戸 4階 駐車場有料

■申込場所・期間／文化福祉セン

ター、3月17日(木)～19日(土)9時

18時※19日(土)のみ17時まで

■入居予定／4月下旬

※申込や入居に関する要件は問合せ

☎道営住宅指定管理者エムエムエス

マンシヨンマネージメントサービ

ス(株) ☎0134—34—1373

周 知

町外の学校に就学する際の国民健康保険について

他市町村に住民票を移す場合は、

学生用の保険証を交付します。学生

証または在学証明書、保険証、世帯

主と住民票を移す方のマイナンバー

がわかる書類、届出人の本人確認書

類をお持ちになり、国保医療係へ申

請してください。

☎福祉医療課保健医療室国保医療係

☎56—8006

国保税や介護保険料などの減額・免除について

新型コロナウイルス感染症の影響

により相当程度収入が減少したな

ど、一定の要件を満たす世帯は、国

民健康保険税(国保税)や後期高齢

者医療保険料(後期保険料)、65歳

以上の介護保険料で減額や免除を受

けられる場合があります。
いずれも2020年に比べて
2021年の収入が3割以上減少し
たことが条件です。詳しくは各担当
までお問合せください。

■申請期間／3月31日(木)まで
■国保税・後期保険料について
福祉医療課保健医療室国保医療係
☎56-8006
介護保険料について
同課高齢者介護保険係
☎21-2767

新型コロナウイルスに係る傷病手当金の支給について

新型コロナウイルスの感染や感染疑いにより仕事を休み、給与などが支払われない方や減額された方は、傷病手当金を受け取ることが出来ます。

■対象者／国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で、給与の支払いを受けている方
■支給条件／新型コロナウイルスの感染や感染疑いで4日以上仕事を休み、給与に影響を受けた場合
■申請期間／お問合せください
※郵送提出にご協力ください
■福祉医療課保健医療室国保医療係
☎56-8006

水道料金等助成制度

高齢者・身体障害者・母子および父子家庭で、一定条件を満たす人に対して水道料金および下水道使用料基本料金の二分の一の額を助成します。※生活保護の方は対象外
■助成対象要件／水道契約者と申請者が同一であり、世帯(同一の水

消防署からのお知らせ

ヒートショックにご注意を！

暖かい部屋から寒い部屋への移動や入浴など、急激な温度変化によって血管が収縮し、血圧が上昇することで、意識消失や脳卒中、心筋梗塞の危険が高まります。特に心臓などに持病がある方や高齢者は影響を受けやすく、死亡事故につながりかねません。

ヒートショックは冬季に多く発生しますが、寒暖差の激しい春先にも注意が必要で、防ぐために次のような対策をしましょう。
○脱衣所や浴室を温めましょう
○食事や飲酒後の入浴は避けましょう
○お風呂のお湯は41度を目安にし、長風呂は避けましょう
○急に浴槽から立ち上がらないようにしましょう
○入浴する時は、家族に声を掛けましょう

	令和4年	令和3年
火災	0件	0件
救急	87件	78件
救助	5件	8件
その他	8件	5件

道設備を使用している者)全員が前年分の所得税および当該年度の住民税が非課税であり、かつ、当該年度の固定資産税の課税額が1万円以下で、次のいずれかに該当する世帯

- ①世帯員のいずれもが70歳以上の者または18歳未満の者
- ②身体障害者福祉法に規定する障害の級別が3級以上の者が世帯主であること
- ③母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子家庭に該当する者

児童扶養手当等の額の改定

4月1日から、手当額が次のとおり改定されます。

手当の名称	3月まで	4月から
児童扶養手当(全部支給)	43,160円	43,070円
児童扶養手当(一部支給)	43,150円 ～10,180円	43,060円 ～10,160円
特別児童扶養手当(1級)	52,500円	52,400円
特別児童扶養手当(2級)	34,970円	34,900円
特別障害者手当	27,350円	27,300円
障害児福祉手当	14,880円	14,850円
経過的福祉手当	14,880円	14,850円

■申請期間／お問合せください
■郵送提出にご協力ください
■福祉医療課保健医療室国保医療係
☎56-8006

まちの事件簿

1月の主な事件

▽町内のスキー場において、スキー・スノーボードが盗まれる事件がありました。
▽町内の商業施設において、食料品などが盗まれる事件がありました。
▽1月の主な交通事故
▽3日、国道において、車両同士の追突事故が発生しました。
▽4日、町道において、車両同士の出会い頭の衝突事故が発生しました。
▽4日、町道において、車両同士がすれ違う際に接触事故が発生しました。

	令和4年	令和3年
人身	3件	4件
物損	64件	82件
死者	0名	1名

消費者コーナー

俱知安消費者協会

還付金詐欺に注意

本町ではないですが、町職員を名乗る人からの電話で現金自動預払機(ATM)に誘導され、携帯電話からの指示で操作し、詐欺の被害に遭ったという事例がありました。

「還付金があるからお金が戻る」といった電話はほとんど怪しく、電話での連絡は証拠にならないため、あり得ないことです。もし本当に税金が戻る場合は書面でお知らせが届き、町職員などからATMで手続きをするように電話が来ることはありませんので、注意しましょう。全国的に被害がある悪質な手口なのでご注意ください。おかしいと思ったら下記に問い合わせてください。

■消費生活相談室(公民館1階団体室)
■月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522

社課地域福祉係 ☎23-1938
同子ども子育て支援室
☎23-1935

俱知安町奨学金制度

町内在住で、この春に高校・大学に進学するなどし、さらなる学業向上を目指す子どもがいる保護者への奨学金制度です。(返済不要。他の奨学金制度との重複受給不可)
申請は4月1日(金)以降。選考にあたり、本人学力・保護者所得などの要件がありますので、詳細は事前にお問い合わせください。

■募集区分と奨学金額／
○高校などは月額9千円
○大学などは月額2万5千円
■教育委員会学校教育課
☎56-8018

マイナンバーカード臨時窓口開設

■日時／3月11日(金)17時30分～19時30分、3月12日(土)9時～12時

マイナンバーカードの夜間窓口・休日窓口を開設します。カードの申請や受け取りのみですが、平日の来庁が難しい方はご利用ください。詳しくは折込チラシをご覧ください。
■住民環境課住民係 ☎56-8007

第7回新幹線絵・習字コンクールの展示について

9年後にやって来る北海道新幹線俱知安駅開業を盛り上げるため、毎年行われている絵・習字コンクールの作品展示を行います。応募されたすべての作品を展示していますので、子どもたちの柔軟な感性あふれる作品をお楽しみください。
■日時／3月1日(火)～15日(火)
■場所／文化福祉センター2階ホワイエ
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用とアルコール消毒にご協力ください

■まちづくり新幹線課新幹線係
☎56-8012

弁護士という仕事をしていますが、「裁判しましょう！」という結論になることは、そう多くありません。法律には、この社会に生きる皆さんの権利が多く定められています。ただ、「あなたの権利はこれです！」とはっきりは書かれておらず、具体的には、裁判所で確認してもらわなければなりません。

裁判所では、さまざまな事情を比較検討し、裁判官による判断がされます。日本の裁判が、地裁⇒高裁⇒最高裁と3回判断される可能性を認めているとおり、判断する裁判官や判断される時機により違う結論が出ることもあり、私は悩んでいる人の話を聞き「これは行けそうだな」と思っても「絶対大丈夫です」とは、絶対に言えません。人は、利益よりも損失に大きく反応するようで、「コインを投げ、表が出たら150万円もらえますが、裏が出たら100万円とられます」という賭け事に応じる人は、100万円失うリスクに尻込みし、あまりいないそうです。

裁判も、うまくいけば、勝って希望したとおりの利益を得ることができますが、場合によっては裁判の費用や時間だけがかかってしまいます。また、裁判に行くこと自体、まだ日常なことではないので、裁判することに対する不安もあるでしょう。非日常的なリスクに対しては、保険があります。そして、自動車保険の弁護士特約のように、何かあったときに弁護士への相談や裁判などの費用を肩代わりしてくれる保険もあります。保険の制度などによって、もっと裁判所が日常的なものとなり、気軽に、弁護士や裁判所を利用できる社会になればいいですね。

裁判する？しない？



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 齋藤 慎也
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

人口	14,779人(前月比 -6)
男子	7,550人(前月比 0)
女子	7,229人(前月比 -6)
世帯数	7,967世帯(前月比 0)
うち外国籍住民	682人(前月比 +4)